

富屋地区

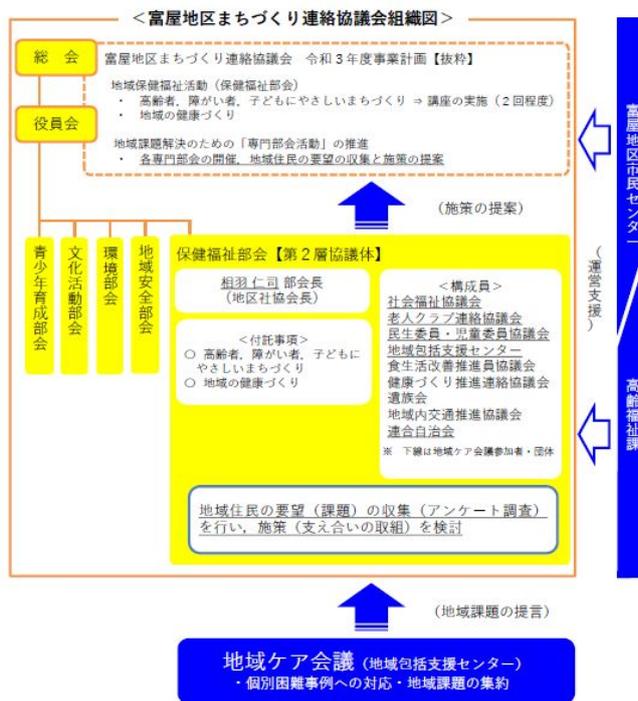
I 協議体の概要

名 称	富屋地区ふれあい協議体		
設置年月日	令和4年4月9日	開催頻度	4回/年
構成団体 (◎:事務局)			
<input type="radio"/> 自治会連合会	<input checked="" type="radio"/> まちづくり協議会	<input type="radio"/> 民生委員児童委員協議会	<input type="radio"/> 地区社会福祉協議会
<input type="radio"/> 老人クラブ連合会	<input type="radio"/> 福祉協力員連絡会	健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
<input type="radio"/> 市社会福祉協議会	<input type="radio"/> 地域包括支援センター	その他 ()	
設置方式			
新規設置	<input type="radio"/> 既存会議活用 (まちづくり連絡協議会 保健福祉部会)		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成30年 ～ 令和2年	地域ケア会議 (メンバー:まち協,自治会連合会,地区社協,福祉協力員連絡会,民児協,老人クラブ,市社協,包括等) → 地域包括ケアシステムや第2層協議体について共通理解を図るとともに,各地域団体間で情報共有をし,地域課題の導出や第2層協議体設置に向けた意見交換を行った。		
令和元年 7月	市出前講座「みんなでつくろう!地域包括ケアシステム」(参加者:各自治会長及び老人会等) → 地域包括ケアシステムについて共通認識を図り,地域でできることについて意見交換を行った。		
令和3年 5～6月	まちづくり連絡協議会(まちづくり協議会) 保健福祉部会・役員会 → 第2層協議体の設置イメージ(案)について共有		
～令和4年 3月	第2層協議体設立に向けての準備会(参加者:まち協,自治会連合会,地区社協,福祉協力員連絡会,民児協,老人クラブ,包括等) → 富屋地区第2層協議体の規約(案),事業計画(案)等について検討		
令和4年 4月	まちづくり連絡協議会総会 → 第2層協議体設置		
協議体における検討内容(協議体で取り組んできたこと,議論してきたこと)			
地域情報の共有, 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 各団体からの課題報告をもとに意見交換 地域課題について,緊急性や重要性を考慮した上で,優先順位を整理 他地区における活動事例の情報共有 		
支え合い活動について (見守り活動,居場所づくり,生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らし高齢者を対象とした「ふれあい会食会」のコロナ禍におけるあり方の検討 地域内における見守りの強化について検討 サロンや自主グループ等,既存の居場所の充実に向けた検討 		

II 取組事例

【まちづくり連絡協議会及び地域ケア会議と連携した重層的な仕組みづくり】

【富屋地区ふれあい協議体の推進体制】



第2層協議体設置にあたり、地域ケア会議と第2層協議体の役割について整理を行った。

また、まちづくり連絡協議会の「保健福祉部会」を第2層協議体に位置付けることにより、重層的な体制としている。

【まちづくり連絡協議会】

第2層協議体から提案された取組を審議

【第2層協議体】

地域ケア会議にて導出された地域課題をもとに、地域でできる取組を検討

【地域ケア会議】

包括への相談を踏まえ、個別ケースから地域課題を導出

【「ふれあい会食会」を通じた居場所づくり】

【一人暮らし高齢者を対象とした「ふれあい会食会」】

65歳以上一人暮らし高齢者を対象とした「ふれあい会食会」を、居場所づくりの一環として継続的に実施してきた。

今後、第2層協議体において、コロナ禍においても継続できるような新しい実施方法を検討する予定。また、「ふれあい会食会」の質向上を目的としたアンケート調査もあわせて検討予定。

効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 既存の居場所事業について、各地域団体間でコロナ禍における継続方法等の検討を行うことを通して、更なる活動の充実につながる。

III 協議体を設置して、良かったこと

- ・ まちづくり協議会や連合自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブなど、多様な関係者が関わることにより、地域の取組について各団体間で情報共有を行うことができた。

IV 今後の方向性

- ・ コロナ禍における「ふれあい会食会」の実施方法に関する検討・実施
- ・ 地域課題・ニーズの把握を目的としたアンケート調査の検討・実施

富屋地区ふれあい協議体 規約

(名 称)

第1条 本協議体は、富屋地区ふれあい協議体（以下、「協議体」という）とし、事務所を富屋地区市民センター内に置く。

(目 的)

第2条 協議体は、国及び宇都宮市が提唱する、住民主体の地域包括ケアシステムを施行するにあたり、第2層協議体として組織化し、住み慣れた地域内で生涯を全うし、「お互い様の心」で日常生活を送るため、「みんなで 仲良くやっぺ ふるさと富屋」を合言葉に、地域で助け合い、支えあうことにより、安心して生活ができることを目的とする。

(組 織・構成団体)

第3条 協議体は、富屋地区まちづくり連絡協議会の保健福祉部会構成員を中心に、次の組織をもって構成する。

- (1) 富屋地区まちづくり連絡協議会
- (2) 富屋地区連合自治会
- (3) 富屋地区社会福祉協議会
- (4) 富屋地区福祉協力員連絡会
- (5) 富屋地区民生委員児童委員協議会
- (6) 富屋地区老人クラブ連絡協議会
- (7) 富屋・篠井地域包括支援センター
- (8) 協議体の目的を理解し賛同する個人及び団体
(オブザーバー)
宇都宮市支援組織

(活 動)

第4条 協議体は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地域内における、生活上での課題把握と課題解決のため、情報収集と対応策を検討する。
- (2) 地域内の理解を深めるため、広報等により周知を図る。
- (3) その他、協議体の目的達成に必要な事項。

(役員及び任期)

第5条 協議体に次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 理事 | 2名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 監事 | 1名 |

役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

また、補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選任)

第6条 役員選任方法は、協議体の互選により選出する。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、協議体を代表し、会議を招集して会務を務める。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、会長の招集する会議において、重要案件を協議する。
- (4) 事務局長は、協議体の事務処理及び生活上の課題把握と課題解決に向け対応にあたる。
- (5) 会計は、協議体の会計事務にあたる。
- (6) 監事は、会計の監査をし、必要なときは報告する。

(会議)

第8条 会議は、4半期に1回とする。会長が必要と判断した場合は、この限りでない。すべての会議は、出席者の過半数の議決で成立し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。議長は会長が務める。

(会議報告)

第9条 会議の開催前及び会議の終了後は、所定の書式で宇都宮市へ報告書を提出する。

(協議体活動と守秘義務)

第10条 協議体の構成委員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 協議体活動は、支援を必要とする人の立場に立って対応し、支援を望んでいない人に支援を強制してはならない。
- (2) 協議体活動においては、相手のプライバシーを尊重しなければならない。

- (3) その立場を利用して行われていると見られるような、政治活動・宗教活動・営業販売活動等を行ってはならない。
- (4) 協議体活動で、知り得た個人情報等の秘密を、活動中はもちろん、活動後も他に漏洩してはならない。

(会計年度と経費)

第11条 協議体の会計年度と経費は、次の通りとする。

- (1) 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- (2) 経費は、宇都宮市の委託費、その他の収入を充てる。

(補 則)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、正副会長で定める。

(附 則) この規約は、令和4年4月9日から施行する。